

【 分別品目ごとの割合の例 】

① 収集品目が「燃やせるごみ」のみの場合

※引出し地区などの理由により、収集出来る品目が「燃やせるごみ」のみの場合。

燃やせるごみ
容積の割合(1)

② 「燃やせるごみ」と「その他の品目」が違う収集曜日の場合

※燃やせるごみとプラスチック製容器包装を同じ容器で使うことが出来る場合。

例1) : 収集曜日「燃やせるごみ/月曜日・木曜日」「燃やせないごみ/水曜日または金曜日」

例2) : 収集曜日「燃やせるごみ/火曜日・金曜日」「燃やせないごみ/水曜日または木曜日」

燃やせるごみ

プラスチック
製容器包装
容積の割合(1)

資源ごみ
容積の割合
(0.5)

燃やせない
ごみ
容積の割合
(0.5)

③ 「燃やせるごみ」と「その他の品目」が同じ収集曜日の場合

※燃やせるごみとプラスチック製容器包装を別の容器に分ける必要がある場合。

例1) : 収集曜日「燃やせるごみ/月曜日・木曜日」「燃やせないごみ/木曜日」

例1) : 収集曜日「燃やせるごみ/火曜日・金曜日」「燃やせないごみ/金曜日」

燃やせるごみ
容積の割合(1)

プラスチック
製容器包装
容積の割合(1)

資源ごみ
容積の割合
(0.5)

燃やせない
ごみ
容積の割合
(0.5)

※ 長崎市の処理計画による見直し等により、変更になる場合があります。
容積を確保するには御留意ください。

参考 : 「共同住宅建築にかかるごみステーション設置基準」2容積等(5)